

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4348
23年5月16日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症が5類となり、様々な制限が無くなったことで旅行などに出かける人が増えてきました。

航空会社もコロナ前の状態に戻りつつあり、業績も上向いてきています。命を預かる航空会社は適正な人員で空の安全を守るのは当然ですが、航空会社の一つJAL（日本航空）では2010年に経営破綻により整理解雇が行われと事を皆さんご存知でしょうか？

この間、最高裁判決や業務委託契約などで一部の原告団は争議を終結しましたが、13年目に突入したたかいは原告団35名で継続中です。

2010年12月

31日に解雇を強行

2010年1月JAL（日本航空）は政府の方針で破綻と再建が進められました。

同年9月に整理解雇の方針が決定され、以下の人選の基準が発表されました。

①2010年8月31日時点での休職者

②過去の一定期間内に一定日数以上病欠または休職したもの

③目標人数に達しない場合、年齢の高い順に目標人数に達成するまで（12月31日に55歳以上の機長、48歳以上の副操縦士、53歳以上の客室乗務員が解雇）



JALは再建の過程で人員削減目標は超過達成し、12月時点で1,586億円の営業利益を上げていたにもかかわらず、12月31日にパイロット81名、客室乗務員84名を年齢と病欠を理由に整理解雇しました。

不当解雇撤回の闘いがスタート

2011年1月解雇された乗員、客室乗務員は「不当解雇撤回裁判」を提訴し、3月にはILOへ申し立てを行いました。（JALはILOから4回の勧告を受ける）

「不当解雇撤回裁判」は2012年の東京地裁、2014年の東京高裁共に不当判決。2015年の最高裁で乗員、客室乗務員共に上告を棄却され不当判決が確定しました。

裁判は終了しましたが、JALが2011年7月に国土交通省に提出した「安全報告書」において2010年度末時点で更生計画の目標削減人数を735名も超過削減していた事実が明らかになりました。

新証拠が出たからと再審とはなりませんが必要のなかった解雇を行ったJALは説明責任を果たすべきです。

最高裁判決以降も都労委に救済申し立てなどを行い、たたかいを継続していましたが、JALは

解雇争議の解決案として「業務委託契約による職務の提供」（月額12万5千円の報酬で2年間）を提案してきました。2022年7月に一部の原告団はこれを受け入れ争議を終結しましたが、JAL不当解雇撤回争議団35名は争議を継続しています。



闘いを継続

争議団は「希望者全員の原職復帰」と「損害を補償する解決金」を求めて都労委闘争を軸にたたかっています。たたかいは輪は広がり、学者、研究者144名が「JALに解雇争議の早期全面解決を求める声明」をJAL、国土交通省、東京都労働委員会に提出しました。また、超党派の国会議員20名が「JAL争議の早期解決を求める要望書」を提出しています。

3月2日には党派を超えて立憲民主、自民、共

産、社民の議員、秘書17名の出席で「JAL争議院内報告集会」が開催されました。

長崎でも統一行動

争議団は6月のJALの株主総会を前に全国での統一行動を展開し、JALと国土交通省に対して争議解決の決断を迫りたいと考えています。

長崎でも統一行動が行われるとのことで、山田支部長が2名の原告団と共に長崎県労連加盟の労組にオルグに行きました。今後は長崎地区労と連携しながら6月の統一行動に向けた準備を進めて行きます。



宣伝行動では交通費などお金も必要になってきます。今後はJAL闘争を支える会へ加入や、支援物販の申し込みなどを呼びかけていきます。皆さんの協力をお願いします。

不当解雇から13年 JAL争議の早期解決を

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員の正社員化を。

ゆげや、均等待遇、なげんご差別。

ユニオンは労契法裁判に勝利する。

ユニオンは労契法裁判に勝利する。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

